

事務連絡  
令和4年4月8日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

不妊症・不育症患者や子どもを亡くした家族に対する情報提供等について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格別のご配慮賜り、厚く御礼申し上げます。

流産・死産・人工妊娠中絶を含む子どもの死を経験された方に対しては、関係者による情報共有や、精神的負担軽減のための配慮等が重要であり、子母発 0531 第3号「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等について」により、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うための体制整備を依頼したところです。

下記令和3年度調査研究事業においては、流産や死産に関する相談窓口（担当者）の設置状況（都道府県、市町村ともに増加）、死産や妊娠届後の流産、子どもの死について継続的支援や本人同意を前提に把握する体制整備の状況等が報告されています。また、子どもを亡くした家族に関わる方々向けのグリーフケア及び相談支援の手引き等も作成されております。子どもを亡くした家族への相談支援にご活用ください。

合わせて、不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）においては、各都道府県等において、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、申請者の希望に応じて里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を実施することをお願いしているところです。

令和3年度調査研究事業において、不妊治療に携わる医療者のための不妊治療の方等への特別養子縁組制度・里親制度に関する情報提供の手引き、リーフレットが作成されております。治療の難しい不妊症に関する情報提供のガイドブック及び厚生労働省作成の不妊治療の保険適用に関するリーフレットも含め、情報提供にご活用頂けますようお願いいたします。

なお、不妊治療の保険適用については、令和4年4月1日より実施されますが、生殖補助医療管理料1を算定する場合の施設基準として、「他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整及びこれらのサービスに関する情報提供に努めること。」が示されています。

※疑義解釈資料の送付について(その1)(令和4年3月31日 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)

【生殖補助医療管理料】問18参照

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000923563.pdf>

都道府県等におかれましても、医療機関等と連携し、不妊症・不育症患者等に対する情報提供等の推進をお願いいたします。

## 記

<令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業>

- 1 子どもを亡くした家族へのグリーフケアに関する調査研究  
・手引き（自治体担当者向け、産科医療機関向け等）

(URL) <https://cancerscan.jp/news/1115/>

- 2 不妊治療中の方への里親・特別養子縁組の情報提供方法に関する研究  
・手引き  
・リーフレット（三つ折り・両面）、ポスター（別添）

(URL) <https://cancerscan.jp/news/1114/>

- 3 難治性不妊の病態と新規医療技術の評価・分析に基づく不妊症診療の質向上と普及に資する研究  
・ガイドブック

(URL) <https://www.gynecology-htu.jp/refractory/>

<厚生労働省作成>

- ・一般の方向け不妊治療の保険適用に関するリーフレット（別添）

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/content/000913267.pdf>

(参考) 以下HPにも掲載されています。

- ・厚生労省HP：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/boshi-hoken/funin-01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/funin-01.html)

- ・健やか親子21HP（参考資料）：<https://sukoyaka21.mhlw.go.jp/useful-tools/>

照会先

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

担当：市川、向、内田

直通：03-3595-2544